

都道府県日本語教育担当課の長
政令指定都市日本語教育担当課の長
市区町村日本語教育担当課の長
その他日本語教育実施機関・団体の長
殿

文化庁国語課

「生活Can do」の公開について

平素より、文化庁の日本語教育施策に御協力いただきありがとうございます。

文化庁では、令和3年10月に文化審議会国語分科会において「日本語教育の参照枠（報告）」の取りまとめを行ったことに伴い、同参照枠内で示された言語能力記述文（Can do）を参考に、活動分野別のCan doとして「生活Can do」を作成してまいりました。

この度、この作業が完了し、約800項目の「生活Can do」の一覧を文化庁が運営する「日本語学習コンテンツ共有システム（NEWS）」の中で公開しました。

この「生活Can do」は、令和4年11月に文化審議会国語分科会において取りまとめとなった「地域における日本語教育の在り方について（報告）」において、地域における日本語教育での活用が望まれると提言されています。御活用いただければ幸いです。

なお、都道府県におかれましては、域内の市区町村等関係機関に御回付いただくようお願いいたします。日本語教育機関の取りまとめ団体におかれましては、会員である機関等に御回付いただければ幸いです。

記

1 「生活Can do」について

URL https://www.nihongo-ews.bunka.go.jp/infomation/framework_of_reference#life

(1) 内 容

「日本語教育の参照枠（報告）」に基づいて、国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活の様々な場面において、日本語で行うことが想定される言語活動を例として示した生活分野における言語能力記述文（Can do）です。「生活者としての外国人」が遭遇すると考えられる言語活動を例示し、日本語教育に活用されることを目的としています。

(2) 対象者

- ・行政機関・日本語教育実施機関
- ・日本語教育人材（日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者） 等

(3) 詳 細 別紙参照

【参考】

「日本語教育の参照枠（報告）」（文化審議会国語分科会）

URL : https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93476801_01.pdf

「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（文化審議会国語分科会）

報道発表

URL : https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93797501.html

報告書本体

URL : https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93798801_01.pdf

【問い合わせ先】

文化庁国語課

日本語教育調査官 松井

地域日本語教育推進室 専門職 北村

電 話 : 03-5253-4111 (2644、4895)

E-mail : nihongo@mext.go.jp